

佐賀県告示第 227 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成 25 年 6 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 ニチイケアセンター久保田

所在地 佐賀市久保田町大字徳万 345 番地 6

2 (1) 指定年月日 平成 25 年 3 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社弘正

所在地 鳥栖市儀徳町 2338 番地 1

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランサービス南風

所在地 鳥栖市古賀町大字花ノ木 554 番地

3 (1) 指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人島内整形外科医院

所在地 佐賀市大和町大字尼寺 2628 番地 1

(3) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援しまうち

所在地 佐賀市大和町大字尼寺 2628 番地 1